

昭和四十四年三月十六日

第二十五回

史跡めぐり資料

—— 斎藤豊作・倉田白羊展 ——

越谷市郷土研究会

史跡めぐりコース

三月十六日(日)

午前九時 越谷駅集合

越谷駅発

九時三十分

浦和行(国際バス)

コース

埼玉会館(斎藤豊作・倉田白羊遺作展)

埼玉の駿馬観賞)

王蔵院)

県立

美術館(考古・民俗資料その他)

会費

四百円

(バス・昼食代共)

◎ 斎藤豊作画伯は郷土越谷市(旧大相模村)が生

んだ画家です。

足立郡 浦和領

○ 浦和宿

浦和宿は浦和領十三村の本郷なり、

古は浦和町共よべり、高鼻庄に属す、江戸を距るこ

と六里、民戸二百八、東は元太村にて、南は岸村に

至り、西は別所・大戸の二村に接し、北は針ヶ谷村

なり、東西二十町、南北三十町許、天水場にて旱魃

を患ふ、當所は中仙道の驛場にして、人馬の定敷旅

宿に同じ、後、宿驛を置れし其始と詳にせず、近村

白幡村の小名に、本宿と呼べる所あり、こは古へ宿

驛のありし所なりしが、何の項にか其宿と浦和の地

に移されしと云、されど當所にては傳へざれば、正

しき事と知らず、此宿に毎月二七の日市を立て、穀

物或は木綿布の類を交易す、此市は古くより開けし

事にて、當所の名主權兵衛が所藏の、天正十八年淺

野彈正少將の制札に、

禁制

浦和市

一 喧嘩口論之事、

一 押賣押買狼籍之事

一 町人誦校付 國貨御賣之事

右如先々帝相立可商賣者也

天正十八年七月日

彈正少弼(押花)

とあれば其久しく絶ぶること知るべし、此外同人の

家に傳へし北条家、又太閤より出せし文書三通あり、

皆此當所にかかりしものなれば、其文左に出せり

浦和之百姓一人自今以後之違可申付候間、うへ

、甲上可指越候、仍如件、

(虎朱印)
三月十八日

芝原越前守奉之

近藤越前守殿

足立郡之内

浦和宿

禁制

一 軍勢甲乙人等濫妨狼籍事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀申懸事

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忍可處嚴科

者也

天正十八年七月

印

當所へ御朱印取次候而遺條條、狼籍之族一切有

間敷候、若違犯之輩於有之者、此方へ可申來候

也

卯月廿九日

淺野彈正少弼長吉(花押)

武州うらはの郷

御入国の後は御料所及び王薮院領にして、御料所は

高力河内守清長預り奉れり、高力家譜を見るに、河

内守清長御入国の時、武蔵国岩槻の城主となり、浦

和郷一萬石の地を預り奉りしが、清長性質廉直なる

故、家人中村彌右衛門を浦和郷の代官として、其年

貢は岩槻の城に入らず、直ちに江戸の官倉に納め、彌

右衛門をして公に仕へしめ、我家臣とせざりしとあ

り、是其私ながらん事と思へばなるべし、元和五年

九月清長岩槻を轉せられぬ、其後御料所と王薮院

領にて今に替らず、檢地は元禄三年松平清三郎ハ

本仁兵衛等執せり、後又新墾の地など出来せしかば、享保十八年寛播磨守檢地す、其地は三ヶ所にあり、一は隣村針ヶ谷村を隔し寢地なり、ニヶ村は宿の續きにあり、

高札場 宿の中程にあり

小石 御殿山 街道の西にあり、享保の頃まで

参府の穴石ある時は御厄中として、後へ望へしめたまひしと云、此事恐らくは事實を誤り

碑えしはらん、今は御林とされり、上、中、下、

神社 稻荷社三宇 一は成就院持、二は村民持、

寺院 王藏院 新義真言宗、京都醍醐三寶院の末、寶珠山延命寺と号す、関東十ヶ檀林の

其一なり、手領十石の御朱印を賜へり、此寺往古よりしばしば丙丁の災にかかりて舊

記を失ひたれば、開山等總て詳ならず、中興開山は僧印融なり、此僧は世に聞えたる

高徳の人にて、本朝高僧伝にもせ、巨楠

樹那鳥山三會寺と中興せしはれば其詳なる

ことは彼寺の條に記せり、

本堂 本尊大日を安置せり、

中門 此門の上に鐘を掛、鐘は正徳世の

鑄造なり、

山王社 地藏堂、寺中、神主寺

成就院 王藏院末にて、本尊彌陀を安す

彌陀堂 本尊は画像なり、親鸞の筆と云

傳う、

王藏院所有崎玉県指定文化財

彫刻 木造地藏菩薩立像 一軀

像高六六・九cm ヒノ木一木造 平安時代

王藏院所有浦和市指定文化財

絵画 両界曼荼羅 二幅 タテハニcm・ヨコ六

六cm 絹本着色 室町時代

調神社 旧県社

浦和市岸町 京浜東北線 浦和駅より七百米

祭神 天照大御神 豊宇氣毘甕神 素戔鳴尊

例祭 七月一九日 一〇月二〇日

神紋 菊の紋の中に巴

本殿 権現造 二一坪

境内 三六〇四坪

末社 四社

宝物 徳川家代々持筆よりの朱印状 縁記一卷

三六歌仙半隻 足利時代孔雀一箇

宮司 吉田英一

禰宜 吉田一則

氏子代表 小谷野伝蔵 相川宗次郎

氏子 五千戸

崇敬者 一万人

神事と芸能 福迎天歳の市祭(一月二日)

由緒沿革 開化天皇の御代の創建と称せられ、

祭神は天照大御神なるが、一に瀬織津比咩命ま

た倉稲魂命とも云う。延喜の制国幣の小社に列

せらる。往昔隣村本太村に園行あり。此社地に

屯倉あり。依りて調神社の調は、みつき縁語ならんかという。又明治六年郷社、同三一年県社に列す。

氷川女体神社 旧郷社

浦和市三室字宮本 東北本線 浦和駅より六料

祭神 奇稲田姫命 配祀 三徳津姫命 大己貴命

例祭 一〇月八日

本殿 権現造 二三坪

境内 四〇五八坪

末社 七社

宝物 北条泰時納兵庫鎖太刀

宮司 吉田憲勝

禰宜 吉田孖則

氏子代表 都築精三 大熊良作

氏子 三百戸

崇敬者 七百人

神事と芸能 四本竹祭(七月一四日) 相撲神事

(一月三〇日)

由緒沿革 崇神天皇の御代の創建で、往昔三十五

百貫の圭田を有したと云われる、歴世武門の崇敬

あつく、勅願所、寺社奉行直管神社として官費で

一切修營せられた、天正一九年以來社領五〇石、

除地百石の寄進があつた、寛文の棟札、鳥居の痕

面等に武蔵国一の宮と記録あり、明治六年郷社に列

した。

岸村 岸村は江戸よりの行程浦和宿に同じ、當村は

上石比辺大なる川ありて、其岸にのぞみし村なる故

かく名づくこと云、民家四十四、乗は大谷場村に接し、

南は白幡村に隣り、西は別所村にて、北は浦和宿な

り、東西十五六町、南北五町餘村の中間を中山道の

往來賣けり、五穀の外紫根を植てこれをひきぎ生産

をたすく、天水場なければ旱穰あり、當村も御入国

以來御料所なり、檢地の年代詳ならず、街道の東に

新田あり、元禄年中開墾とのみ伝へてこれも檢地を

知す。

別所村 阿持添新田 別所村は江戸を距ること前

村に同じ、高鼻庄に属す、上人の云此村は近隣の

村落に離れ、かつ土地も他村よりは少しく高く、

自ら別所の如くなればかく村名を呼べりと、是は

僻事にて、別所は所々にある村名にて自ら故あり、

されど其故は正しく辨しがたし、象数五十軒、東

は岸村に境ひ、南は白幡、沼影の二村に接し、西

は鹿手袋、大戸の二村にして、北は浦和宿なり、

東西凡そ六町、南北三町許、用水不便にて旱損あ

り、又近村大戸、落合、浦和などより悪水た、へ

來りて、水田を損することありと云、當村も古よ

り御料所に属し今に替らず、檢地は元禄三年松平

清三郎、ハ木仁兵衛等糺せり、此餘持添新田あり

是は村内の沼地を開きし新田にて、天明八年蔭山

外記檢地せり、

別所沼公園 別所沼は浦和の西郊、駅から約一哩

荒川沿岸一望の田園風景がひらけるところにある。

同公園は市内最大の県立公園であつて、別所の子

野上地内K面積ハ六、ニセ六平方米をもち、浦和唯

一の水の公園として、四季それぞれの趣があり、

児童遊園地やボート遊び、釣遊園に興じられ、又

沼畔には県立美術館や弁天社があつて市民の散策の場として喜ばれている景勝の地である。

別所沼は白幡沼とともに荒川氾濫原と台地との境にあつて、その昔海水の入江が荒川の堆積作用のためせきとめられ、沼となつて残つたといわれる。

※ 県立美術館にて考古・民俗資料・その他を見

学の予定。